

●香川県告示第388号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により提出された特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

令和3年10月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名

観音寺市伊吹町1758番地 有限会社平三水産 取締役 真鍋 和弘

観音寺市伊吹町336番地1 三好 欣一郎

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

2号伊吹・三豊市仁尾町区域

たい枠網漁業以外の小型定置漁業であって、伊吹漁業協同組合の地区で営む漁業